

3 長寿支援課

3-1 要介護（要支援）認定者数

(月末集計)

	5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月
要支援1 第1号被保険者	465	454	462	458	454	458	452	458	455	450	451	460
要支援1 第2号被保険者	9	9	10	11	10	9	9	10	10	10	11	11
要支援1 計	474	463	472	469	464	467	461	468	465	460	462	471
要支援2 第1号被保険者	564	564	569	580	581	581	567	560	555	550	536	521
要支援2 第2号被保険者	7	7	7	7	8	8	7	7	7	7	7	7
要支援2 計	571	571	576	587	589	589	574	567	562	557	543	528
要介護1 第1号被保険者	1,315	1,306	1,319	1,329	1,330	1,330	1,323	1,313	1,309	1,297	1,286	1,299
要介護1 第2号被保険者	26	24	24	24	24	25	24	25	25	25	26	23
要介護1 計	1,341	1,330	1,343	1,353	1,354	1,355	1,347	1,338	1,334	1,322	1,312	1,322
要介護2 第1号被保険者	1,063	1,070	1,079	1,071	1,072	1,075	1,082	1,079	1,079	1,087	1,075	1,074
要介護2 第2号被保険者	12	12	12	13	12	13	11	11	12	11	13	14
要介護2 計	1,075	1,082	1,091	1,084	1,084	1,088	1,093	1,090	1,091	1,098	1,088	1,088
要介護3 第1号被保険者	843	857	860	874	872	862	854	845	850	835	843	847
要介護3 第2号被保険者	7	7	7	7	6	7	8	7	8	9	8	7
要介護3 計	850	864	867	881	878	869	862	852	858	844	851	854
要介護4 第1号被保険者	806	807	811	797	801	803	813	807	812	803	808	811
要介護4 第2号被保険者	4	4	4	4	4	3	4	4	4	2	2	1
要介護4 計	810	811	815	801	805	806	817	811	816	805	810	812
要介護5 第1号被保険者	665	644	644	650	646	631	626	627	625	602	610	620
要介護5 第2号被保険者	16	16	17	17	17	17	16	16	14	15	14	13
要介護5 計	681	660	661	667	663	648	642	643	639	617	624	633
合計 第1号被保険者(A)	5,721	5,702	5,744	5,759	5,756	5,740	5,717	5,689	5,685	5,624	5,609	5,632
合計 第2号被保険者	81	79	81	83	81	82	79	80	80	79	81	76
合計 計	5,802	5,781	5,825	5,842	5,837	5,822	5,796	5,769	5,765	5,703	5,690	5,708
第1号被保険者数(B)	32,207	32,194	32,173	32,146	32,167	32,156	32,130	32,081	32,088	32,047	32,011	31,978
認定者割合(A)／(B)	17.76%	17.71%	17.85%	17.92%	17.89%	17.85%	17.79%	17.73%	17.72%	17.55%	17.52%	17.61%

3-2 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(令和6年度～令和8年度)の介護保険事業計画に基づき、事業開始年度にサービス費用の見込額等を勘案して設定しており、原則として保険料の所得段階は3年間同一となります。当市では保険料の所得段階を、国の基準(13段階)から16段階に多段階化し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っています。さらに、所得段階が第1～3段階の年額保険料については、制度に則った公費の投入により、低所得者の介護保険料の更なる負担軽減を行っています。

また、保険料算定では、平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除引き下げの影響により不利益が生じないように調整を行っています。

所得段階	対 象 と な る 方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方	基準額×0.28	20,088円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.48	34,440円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.685	49,152円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	64,584円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	71,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,112円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.40	100,464円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.60	114,816円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.85	132,756円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.95	139,932円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	150,696円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が620万円以上720万円以上の方	基準額×2.30	165,048円
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が720万円以上820万円以上の方	基準額×2.40	172,224円
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が820万円以上920万円以上の方	基準額×2.50	179,400円
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が920万円以上1020万円以上の方	基準額×2.60	186,576円
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額1020万円以上の方	基準額×2.70	193,752円

(2) 令和5年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特別徴収者数	普通徴収者数	併徴者数※1	調定額(円)
第1段階	2,465	312	294	62,465,568
第2段階	2,616	42	196	98,962,860
第3段階	2,627	31	147	136,668,012
第4段階	2,546	254	215	183,691,168
第5段階	6,611	44	134	478,364,000
第6段階	5,521	299	300	511,641,496
第7段階	3,623	273	212	396,916,520
第8段階	1,807	222	161	239,123,456
第9段階	768	122	75	121,184,102
第10段階	553	131	40	95,795,115
第11段階	94	25	9	17,775,550
第12段階	383	119	35	82,106,596

※1 特別徴収者、普通徴収者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

※3 令和5年に行った過年度に対する賦課分は含まない

徴収方法別調定額と収納率

区 分	調定額(円)	収入額(円)	還付未済額(円)	収納率※
特別徴収	2,250,392,310	2,252,372,695	1,980,385	100.00%
普通徴収	176,422,369	173,500,357	159,757	98.25%
滞納繰越分	3,233,955	2,454,871	77,441	73.51%
合計	2,430,048,634	2,428,327,923	2,217,583	99.84%

※ 収納率=(収入額-還付未済額)/調定額

3-3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費

(令和5年度分)(単位:円)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	9,860,971	23,759,113	199,514,253	236,968,988	231,389,222	224,687,138	333,373,739	1,259,553,424
通所サービス	4,656,630	22,323,580	436,170,740	463,526,202	352,809,969	284,053,316	179,441,770	1,742,982,207
短期入所サービス	448,060	2,924,050	73,792,954	132,874,930	180,035,170	132,589,974	103,941,510	626,606,648
福祉用具・住宅改修サービス	24,625,737	43,709,118	90,401,979	126,203,189	101,288,383	82,679,860	75,970,773	544,879,039
特定施設入居者生活介護	1,597,310	673,003	20,684,914	28,143,803	59,143,615	85,271,622	21,044,783	216,559,050
介護予防支援・居宅介護支援	13,094,337	21,803,129	178,465,852	140,539,755	105,463,101	65,620,218	50,925,050	575,911,442
地域密着型(介護予防)サービス	3,599,610	7,404,100	352,901,705	482,041,640	526,484,750	270,352,580	260,518,660	1,903,303,045
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	399,030	223,350	355,700	-	825,250	1,803,330
夜間対応型訪問介護	-	-	2,370	-	-	-	-	2,370
地域密着型通所介護	-	-	193,791,195	199,685,870	164,590,420	48,443,250	33,676,240	640,186,975
認知症対応型通所介護	132,610	-	15,468,110	27,631,510	50,617,960	12,333,150	11,313,780	117,497,120
小規模多機能型居宅介護	3,467,000	7,404,100	43,805,630	69,032,900	99,719,810	43,259,580	39,643,150	306,332,170
認知症対応型共同生活介護	-	-	89,010,530	173,359,120	150,129,070	96,878,810	85,765,430	595,142,960
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	10,424,840	8,583,550	15,160,950	3,457,860	10,238,010	47,865,210
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	3,525,340	45,910,840	65,979,930	79,056,800	194,472,910
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	120,091,740	296,638,950	808,010,037	1,605,559,388	1,510,643,956	4,340,944,071
介護老人福祉施設	-	-	8,399,500	77,730,210	474,056,290	1,068,406,854	864,898,671	2,493,491,525
介護老人保健施設	-	-	111,319,930	218,908,740	328,950,207	410,498,004	244,529,495	1,314,206,376
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院	-	-	372,310	-	5,003,540	126,654,530	401,215,790	533,246,170
合 計	57,882,655	122,596,093	1,472,024,137	1,906,937,457	2,364,624,247	2,750,814,096	2,535,860,241	11,210,738,926
支給額								
訪問サービス	8,634,535	21,001,308	176,410,245	209,083,365	204,984,576	199,661,372	295,733,635	1,115,509,036
通所サービス	4,172,826	19,990,654	388,218,097	412,456,207	313,150,752	253,324,747	157,945,364	1,549,258,647
短期入所サービス	368,716	2,565,880	65,265,994	118,227,525	160,185,813	117,988,247	91,714,157	556,316,332
福祉用具・住宅改修サービス	21,689,750	38,963,250	80,411,827	112,291,443	89,768,334	73,505,794	67,204,309	483,834,707
特定施設入居者生活介護	1,437,575	513,607	17,990,181	24,938,183	53,229,249	76,303,360	18,940,297	193,352,452
介護予防支援・居宅介護支援	13,094,337	21,803,129	178,465,852	140,539,755	105,463,101	65,620,218	50,925,050	575,911,442
地域密着型(介護予防)サービス	3,216,804	6,644,848	315,653,974	430,053,802	471,005,007	241,848,159	231,825,374	1,700,247,968
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	359,127	201,015	320,130	-	742,725	1,622,997
夜間対応型訪問介護	-	-	2,133	-	-	-	-	2,133
地域密着型通所介護	-	-	172,748,331	178,383,332	146,982,380	43,310,127	30,292,014	571,716,184
認知症対応型通所介護	119,349	-	13,863,003	24,840,182	45,188,319	10,937,945	10,171,954	105,120,752
小規模多機能型居宅介護	3,097,455	6,644,848	39,425,067	61,808,458	89,384,049	38,933,622	35,479,383	274,772,882
認知症対応型共同生活介護	-	-	80,109,477	155,129,656	134,741,808	86,804,915	76,231,117	533,016,973
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	9,146,836	7,223,421	13,453,567	3,112,074	9,214,209	42,150,107
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	-	2,467,738	40,934,754	58,749,476	69,693,972	171,845,940
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	107,486,875	265,160,683	722,025,683	1,435,807,608	1,345,825,022	3,876,305,871
介護老人福祉施設	-	-	7,559,550	69,231,577	424,202,267	957,670,875	774,353,540	2,233,017,809
介護老人保健施設	-	-	99,592,246	195,929,106	293,320,230	365,465,965	214,949,924	1,169,257,471
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院	-	-	335,079	-	4,503,186	112,670,768	356,521,558	474,030,591
合 計	52,614,543	111,482,676	1,329,903,045	1,712,750,963	2,119,812,515	2,464,059,505	2,260,113,208	10,050,736,455

※サービスの内訳

訪問サービス:訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 通所サービス:通所介護・通所リハビリテーション
 福祉用具・住宅改修サービス:福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2) 高額介護サービス等費

区 分		件 数	給付額(円)
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の 老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-
	世帯合算無	338	3,423,953
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金 収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	476	5,309,669
	世帯合算無	7,952	108,429,872
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	816	7,610,687
	世帯合算無	5,628	39,069,689
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,246	16,059,379
	世帯合算無	1,407	31,711,976
合 計		17,863	211,615,225

(3) 高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	1,013	31,890,537
高額合算医療・介護予防サービス等費	15	31,316
合 計	1,028	31,921,853

(4) 特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	7,347	100,062,571
居住費	7,536	110,963,614
合計	14,883	211,026,185

(5) 審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
169,348	58	9,822,184

3-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 指定事業者によるサービス

(令和5年度)

サービスの種類	件数	支給額(円)
介護予防訪問介護指定相当サービス（従前相当）	2,661	45,733,414
訪問型サービスA（緩和した基準による）	549	3,474,786
介護予防通所介護指定相当サービス（従前相当）	6,411	137,220,546
通所型サービスA（緩和した基準による）	3,164	22,003,940
介護予防ケアマネジメント	8,467	29,047,490

(2) 委託事業者による通所型サービス

(令和5年度)

サービスの種類	会場数	内容
通所型サービスB	12	集会施設等を利用した住民主体の介護予防教室
認知機能向上通所型サービス	4	音楽療法士による認知機能向上プログラム
運動器機能向上通所型サービス	2	生活機能訓練と参加型の食事づくり等
短期集中通所型サービスC	5	専門職による短期集中（12週間）の生活機能等改善プログラム

(3) 高額介護予防サービス費相当事業費（令和5年度）

件数	支給額(円)
142	284,852

(4) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費（令和5年度）

件数	支給額(円)
25	333,719

2 一般介護予防事業

(令和5年度)

事業名	回数	参加数	内 容
はつらつ運動塾 (65歳以上対象)	3教室 36回	実人数 58人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室
初心者マレットゴルフ教室 (65歳以上対象)	2教室 5回	実人員 36人	マレットゴルフを通しての健康づくり教室
遠山地区運動教室 (65歳以上、サービスの利用のない方)	2教室 43回	実人員 44人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室

3-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の 10%、20%又は 30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容
社会福祉法人等による利用負担軽減制度 社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額	世帯全員が市民税非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。 ○年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。 ○預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。 ○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○介護保険料を滞納していないこと。	サービスの利用料の 25%・食費及び居住費（滞在費）について 25%を減額 （注 1） （注 2）
＜対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所＞ ●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、八反田、ぼけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） - いいだデイサービスセンター - 上郷デイサービスセンター - 北部デイサービスセンター - かなえデイサービスセンター - かわじデイサービスセンター - 竜東デイサービスセンター - 西部デイサービスセンター - デイサービスセンターおよりて - 北方デイサービスセンター - 千代デイサービスセンター - デイサービスあぐり山本 - デイサービスセンター四季 ●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて		

（注 1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の食費、居住費については、特定入所者介護サービス費対象者のみ減額。

（注 2）老齢福祉年金受給者は 50%を減額。生活保護受給者は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の生活保護受給者は、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象となり、100%を減額。

制度の種類	対象となる方			減額等の内容
介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方 ○要支援・要介護認定者、事業対象者			通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日 1 回につき 100 円を支給
<対象となる通所系サービス> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ●地域密着型通所介護 ●通所型サービス（独自）				
高額介護（介護予防）サービス費支給制度、高額介護予防サービス費相当事業費支給制度 1 か月に支払った介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額が世帯合計で 44,000 円を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻されます。 低所得者には負担が過重にならないように、軽減された上限額が設定されています。	所得区分		上限額（月額）	
	・生活保護の被保護者 ・15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）		世帯 15,000 円 個人 15,000 円	1 か月に支払った各介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額の合計が、一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。 総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則 1 割負担又は定額料金となっていますが、同一世帯で 1 か月の利用者負担額が一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。 （注 1）
	・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合 ・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の場合		世帯 24,600 円 個人 15,000 円	
	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える場合 ・24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）		世帯 24,600 円	
	・一般 市民税課税世帯のうち、下記以外		世帯 44,400 円	
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合		世帯 44,400 円 (R3.8～)	
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円以上約 690 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合		世帯 93,000 円 (R3.8～)	
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 690 万円以上の第 1 号被保険者がいる場合		世帯 140,100 円 (R3.8～)	
○70 歳未満の方がいる世帯				
高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	基準額	1 年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給 （注 1）
	901 万円超	83 万円以上	212 万円	
	600 万円超 901 万円以下	53 万円～79 万円	141 万円	
	210 万円超 600 万円以下	28 万円～50 万円	67 万円	
	210 万円以下	26 万円以下	60 万円	

	市民税非課税世帯	市民税非課税者等	34 万円
	○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者		
	所得区分	基準額（令和 3 年 8 月～）	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 690 万円以上	212 万円	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 380 万円以上 690 万円未満	141 万円	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 145 万円以上 380 万円未満	67 万円	
	一般	56 万円	
	低所得者Ⅱ	31 万円	
	低所得者Ⅰ	（注 2）（31 万円）19 万円	

（注 1） 介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及び A 型サービスのみが対象になります。

（注 2） 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、低所得者Ⅱの合算限度額が適用されます。

（注 3） 自己負担額が上記の基準額を超える場合に支給されます。ただし支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

制度の種類	対象となる方			
介護保険負担限度額認定制度	以下の①～③すべてに該当する方			
	①世帯全員の方が市民税非課税			
	②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者も市民税非課税			
	③預貯金等の額の要件			
	利用者負担	所得等の要件	単身	夫婦
	【第 1 段階】	生活保護受給者	要件なし	要件なし
		老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	1,000 万円以下	2,000 万円以下
	【第 2 段階】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下	650 万円以下	1,650 万円以下
	【第 3 段階①】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下	550 万円以下	1,550 万円以下
	【第 3 段階②】	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円超	500 万円以下	1,500 万円以下
	利用者負担	部屋の種類	居住費限度額（注 1） （R6.8.1～）	食費限度額 （注 1）
	【第 1 段階】	多床室（相部屋）	0 円	施設・短期： 300 円（注 4）

		従来型個室(特養等) (注2)	380 円	
		従来型個室(老健、療養等) (注3)	550 円	
		ユニット個室の多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
	【第2段階】	多床室(相部屋)	430 円	施設：390 円 短期：600 円
		従来型個室(特養等)	480 円	
		従来型個室(老健、療養等)	550 円	
		ユニット個室の多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
	【第3段階①】	多床室(相部屋)	430 円	施設：650 円 短期：1,000 円
		従来型個室(特養等)	880 円	
		従来型個室(老健、療養等)	1,370 円	
		ユニット個室の多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	
	【第3段階②】	多床室(相部屋)	430 円	施設：1,360 円 短期：1,300 円
		従来型個室(特養等)	880 円	
		従来型個室(老健、療養等)	1,370 円	
		ユニット個室の多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	

(注1) 限度額は1日あたりの金額

(注2) 「特養等」とは、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、(介護予防) 短期入所生活介護

(注3) 「老健、療養等」とは、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防) 短期入所療養介護

(注4) 施設とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院

短期とは、短期入所生活介護、短期入所療養介護

3-6 高齢者等の在宅福祉サービス

(令和6年4月現在)

1 介護者疲労回復事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者の疲労回復を図るため、家庭介護者疲労回復事業助成券またはリフレッシュ入浴券を支給します。 ・家庭介護者疲労回復事業助成券（マッサージ・はり・きゅうの施療を受ける助成券）1回の利用につき1,500円の助成券を2枚支給します。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） ・リフレッシュ入浴券（飯田市内の入浴施設を利用する助成券）1回の利用につき500円の入浴券を5枚支給します。
利用者負担	治療1回につき1,500円を超えた額、または入浴1回につき500円を超えた額
5年度実績	マッサージ利用者数：26人 利用回数：39回 入浴利用者数：143人 利用回数：558回

2 寝具洗濯乾燥事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年2枚まで利用できます。
利用者負担	なし
5年度実績	利用実人数：145人 利用回数：267回

3 訪問理美容サービス事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の負担軽減を図るため、訪問理美容サービス利用券を支給します。 重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1回の利用につき1,000円の利用券を6枚支給します。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
5年度実績	利用実人数：79人 利用回数：210回

4 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用 1 回につき 3,000 円の助成。ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は 5,000 円の助成。 1 回につき利用日数は 7 日以内で、1 か月のうち半月以上の在宅介護期間がある場合に年 6 回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
5 年度実績	利用者数：186 人 利用回数：791 回

5 飯田市介護用品処理負担軽減事業

対 象 者	日常生活において紙おむつ及び尿取りパット等を使用する重度要介護者（要介護 3・4・5）
内 容	紙おむつ等の介護用品処理に係る負担を軽減する目的でゴミ袋（燃やすごみ用大・ひと月 5 枚）を支給します。
利用者負担	なし
5 年度実績	令和 6 年度新規事業

6 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊 1 泊（1 回分）の費用（5,000 円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額 4,000 円） 1 人当たり年 4 泊（4 回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1 泊（1 回分）の費用
5 年度実績	利用実人数：0 人 利用回数：0 回

7 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6 か月以上、市内に住所を有し、基準日前 1 年間に 180 日以上、在宅で介護した場合に、9 万円を支給します。（基準日 9 月 1 日）
5 年度実績	受給者数：（高齢者）156 人

8 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
5年度実績	対象者数：13人

9 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65歳以上の要支援・要介護認定者、身障1～3級の方、65歳未満の身障1～6級の方（4～6級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が8万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63万円を上限に補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
5年度実績	該当件数：0件

10 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に1年以上居住している、介護保険の認定を受けていない65歳以上の高年齢者等でなおかつ市民税非課税世帯
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事のほか、劣化等による基礎・土台・柱・床・屋根・外壁の部位修繕及び補強を対象とし、改修費用の30%で、10万円を上限に経費を補助します。 1戸の住宅で補助は1回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
5年度実績	助成件数：11件

11 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が80万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日1日につき100円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日1日につき100円を超えた分
5年度実績	利用数：31,201回

12 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年7日以内。
利用者負担	利用1日につき 1,730円（3食分の食費等を含む）
5年度実績	延利用者数：2人 利用日数：18日

13 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
5年度実績	申立件数：2件

14 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
5年度実績	派遣時間：27時間

15 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障1・2級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月500円 市民税非課税世帯：300円 生保世帯：0円
5年度実績	5年度3月末時点使用者数：136台

16 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
5年度実績	新設：0台 累計（平成元年から）：669台

17 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,280 円、独居の見守り 45 分未満 1,647 円)
利用者負担	家族不在時 事業所の利用料から市委託料を除いた額 (別途交通費) 独居 介護保険同様の 1,830 円の 1 割
5 年度実績	利用者数：0 人 利用時間：0 時間

18 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,700 円と交換用バッテリー代 2,310 円を支援します。(税込)
利用者負担	機器の利用料として月 550 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
5 年度実績	利用者数：2 人

19 GPS 機能付端末利用補助事業

対 象 者	1 人で外出した際に、目的地への到着若しくは帰宅することができない事実又はそのおそれがある高齢者の介護者
内 容	新規に GPS 機能付端末の購入又はレンタルに要する初期費用 (毎月の使用料及びレンタル料は除く。) に対して、1 万円を上限に経費を補助します。 対象高齢者 1 人につき 1 回のみとします。 破損、紛失等による修理及び再購入に要する費用は、補助の対象となりません。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
5 年度実績	利用者数：4 人

20 高齢者等配食見守り事業

対 象 者	65 歳以上の独居、高齢者世帯の総合事業対象者、要支援・要介護認定者
内 容	自ら調理を行うことが困難で、栄養改善が必要な高齢者等に対する配食サービスの提供に併せて、高齢者等の見守りと安否確認を行う。
利用者負担	食費実費 (600 円～700 円)
5 年度実績	総合事業対象者利用者数：4 人 配食数：767 食 要支援・要介護認定者利用者数：80 人 配食数：10,582 食

21 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで 1 日を過ごします。 必要な方は送迎します。
実 施 施 設	山本老人福祉センター 上村ふれあいセンター
利用者負担	利用 1 回につき 400 円（山本）、500 円（上村）生活保護世帯 0 円 昼食等：実費（全員）
5 年度実績	利用回数：256 回

22 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、 重度心身障がい児者（身体 1・2 級、及び療育 A・精神 1 級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
5 年度実績	参加人数：日帰りふれあい相談事業 111 人

23 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内 容	88 歳 (市) あいさつ状、5 千円 100 歳 (市) あいさつ状、1 万円、市長訪問 (社協) 祝品 (国) 祝状、銀杯、紙筒 (県) 祝状、紙筒 最高齢者(3 名) (市) あいさつ状、5 千円
5 年度実績	贈呈者数：775 人

3-7 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市では6カ所の地域包括支援センターを設置し、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方のための、介護予防サービスを利用するために必要な介護予防ケアマネジメントを行います。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や日常生活自立支援事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

2 令和5年度 地域包括支援センターと担当地区

飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 銀座堀端ビル 2 階	Tel 0265-56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・松尾・下久堅・上久堅		Fax 0265-56-5505
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎西 620-1 アビタシ水の手 B	Tel 0265-53-9411
担当地区：鼎		Fax 0265-49-0850
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 0265-28-2361
担当地区：山本・伊賀良		Fax 0265-28-2362
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 0265-27-6052
担当地区：千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 0265-27-5023
飯田市かみさと地域包括支援センター	上郷黒田 470 番地 1	Tel 0265-48-5501
担当地区：上郷・座光寺		Fax 0265-48-5591
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102

3-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

1 いいだシニアクラブ連絡会の現況（令和6年4月1日現在）

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	30人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	54
座光寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
松尾	—	—	1	—	2	—	—	—	—	3	178
下久堅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
千代	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	53
竜丘	—	2	1	—	—	—	—	—	—	3	122
鼎	—	—	1	2	—	—	1	—	—	4	238
上郷	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	85
上村	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	48
南信濃	2	2	—	—	—	—	—	—	—	4	104
計	2	4	4	4	2	0	2	0	0	18	882

2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（令和5年度）

事業	内容	
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会南信州地区	6月29日	伊那市にて 会員31名参加 活動事例発表 講演 「人生100年自分の人生は自分で選ぶ！創る！」 講師 明治安田生命相互会社 坂口 基徳 先生
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月28日	伊那市にて 女性会員22名参加 講演「ロコモティブシンドロームとは？」、「知っておきたい認知症の知識」 講師 信州スポーツ医療福祉専門学校 宮尾 佳菜子 先生ほか 実技講習「ビーズとフェルトで作る簡単ブローチ」
いきいき活動研修会	11月17日	会員40名参加 講演「認知症について」 講師 飯田市長寿支援課 井原 ゆかり 保健師 塩澤 奈巳 保健師 囲碁ボール講習会
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり 事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛 活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問
その他	組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問	

3 生きがい対策

○ 生きがい教室の開催

高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。シルバーコーラス、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催している。

3-9 統計資料

市 内 高 齢 者 人 口									R6.3.31現在	
	地 区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位	
1	橋 北	2,715	1,289	47.5%	1,106	40.7%	737	27.1%	6	
2	橋 南	2,431	1,100	45.2%	953	39.2%	586	24.1%	8	
3	羽 場	4,589	1,751	38.2%	1,471	32.1%	879	19.2%	16	
4	丸 山	3,189	1,324	41.5%	1,094	34.3%	638	20.0%	14	
5	東 野	2,677	1,180	44.1%	973	36.3%	579	21.6%	12	
6	座 光 寺	4,103	1,682	41.0%	1,435	35.0%	808	19.7%	13	
7	松 尾	12,729	4,232	33.2%	3,484	27.4%	1,939	15.2%	20	
8	下 久 堅	2,570	1,174	45.7%	1,021	39.7%	610	23.7%	7	
9	上 久 堅	1,144	621	54.3%	541	47.3%	324	28.3%	3	
10	千 代	1,429	760	53.2%	659	46.1%	409	28.6%	4	
11	龍 江	2,551	1,256	49.2%	1,098	43.0%	661	25.9%	5	
12	竜 丘	6,551	2,476	37.8%	2,043	31.2%	1,131	17.3%	17	
13	川 路	1,949	884	45.4%	764	39.2%	464	23.8%	8	
14	三 穂	1,309	593	45.3%	507	38.7%	277	21.2%	10	
15	山 本	4,374	1,909	43.6%	1,633	37.3%	895	20.5%	11	
16	伊 賀 良	13,913	4,910	35.3%	4,094	29.4%	2,314	16.6%	19	
17	鼎	12,912	4,845	37.5%	4,009	31.0%	2,354	18.2%	18	
18	上 郷	12,865	4,965	38.6%	4,151	32.3%	2,458	19.1%	15	
19	上 村	333	225	67.6%	200	60.1%	140	42.0%	2	
20	南 信 濃	1,067	724	67.9%	660	61.9%	453	42.5%	1	
	全 市	95,400	37,900	39.7%	31,896	33.4%	18,656	19.6%		

飯田市	96,557	37,723	39.1%	32,109	33.3%	18,334	19.0%	R5.4.1
飯田市	96,398	38,045	39.5%	32,064	33.3%	18,487	19.2%	R5.10.1
長野県	2,005,274	771,761	38.5%	648,603	32.3%	359,832	17.9%	R5.10.1
全 国	124,352,000	43,733,000	35.2%	36,227,000	29.1%	20,078,000	16.1%	R5.10.1

介護保険要支援・要介護認定者

R6.3.31現在

単位:人

地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
橋北	21	29	51	44	33	24	14	216
飯田荘・第二	0	0	0	1	7	24	33	65
橋南	7	18	51	32	20	24	17	169
羽場	12	21	74	46	35	25	22	235
丸山	21	19	48	44	14	12	15	173
東野	11	13	37	36	29	18	15	159
座光寺	25	19	61	50	31	18	26	230
松尾	49	51	134	102	66	68	36	506
きりしま邸苑	0	0	1	1	14	19	17	52
ゆめの郷	0	0	0	3	15	27	14	59
下久堅	9	19	45	33	27	21	14	168
上久堅	9	9	24	16	17	12	13	100
千代	11	11	38	30	18	17	7	132
龍江	18	20	45	33	44	33	18	211
ゆいの里	0	0	0	0	3	0	5	8
竜丘	28	26	105	70	63	39	18	349
川路	15	10	25	28	15	8	9	110
ハートヒル川路	0	1	5	9	2	8	1	26
三穂	7	7	27	12	10	14	6	83
山本	17	21	46	42	30	27	26	209
ヴィラ緑風苑	1	0	3	5	2	0	0	11
伊賀良	43	48	126	136	69	67	52	541
かざこしの里	0	0	0	6	10	20	14	50
陽だまりの丘	0	0	0	0	3	7	6	16
たまゆら	0	1	4	0	4	7	8	24
県	58	81	146	133	85	65	67	635
信濃寮	1	0	1	2	10	5	4	23
やまりきの郷	0	0	0	0	3	12	8	23
上郷	55	67	155	132	83	55	46	593
ケアハウス上郷	0	0	0	0	0	0	0	0
笑みの里	0	0	0	0	13	9	9	31
上村	9	8	15	6	6	3	4	51
南信濃	43	23	35	20	17	12	12	162
遠山荘	0	0	0	1	11	14	12	38
住所地特例者	1	4	10	12	44	98	66	235
計	471	526	1,312	1,085	853	812	634	5,693
(参考:R5.3.31現在)	467	587	1,349	1,085	869	805	647	5,809

※この数値は、国保連提出時の参考値です。介護度を遡って変更し、確定した介護度別の合計数値については欄外の国保連データをご参照ください。

単位:人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
(参考:国保連データ)	471	528	1,322	1,088	854	812	633	5,708

高齢者世帯数

独居高齢者	複数高齢者
374	193
310	168
387	247
258	210
255	171
219	260
801	579
159	177
95	114
124	122
217	174
362	338
211	114
76	83
316	276
786	732
929	654
874	725
67	36
253	127
7,073	5,500

R6.4.1

※各地区の数字には施設入所者を含みます。

R5.4.1

6,943	5,470
-------	-------

